

# 日本、米国、中国の会計基準の同等性に係る CESR の助言案の概要

## 1. 概要

- ・ 欧州証券規制当局委員会（CESR）は、欧州委員会（EC）の要請に基づき作成した、日本、米国、中国の会計基準の同等性に係る助言案を2007年12月18日に公表。コメント期限は2008年2月25日。CESRからECへの報告は3月末の予定。
- ・ 本件に関し、2008年1月21日にCESR本部にて公聴会を開催。

## 2. 同等性評価のアプローチ（本文Ⅲ）

- ・ 同等性評価にあたっては、ホーリスティック・アプローチを採用。
  - ◇ これまでCESRが採用してきた同等性評価のアプローチは、ある特定時点における基準間の差異に着目して同等性を判断するもの（スナップショット・アプローチ）。「同等」と評価するためには重大な差異がなくなる程度にまでコンバージェンスが進むことが前提となり、残存している差異については補正措置が必要。
  - ◇ ホーリスティック・アプローチとは、仮に基準間に相違が残っていたとしても、それら差異の解消を目的とした基準設定主体間における、合理的な中長期のコンバージェンス・プログラムが存在し、かつ、そのプログラムが確実に実行されていると評価できるのであれば、全体として、「同等」と評価できるとするアプローチ。
  - ◇ ホーリスティック・アプローチは、2007年6月のCESRの助言において、代替的な同等性評価モデルとして示唆されていたものに相当。米SECが調整措置撤廃の判断をした際も類似の考え方を採用。

## 3. 各国基準に係る評価（本文Ⅲ.1、Ⅲ.2、Ⅳ）

（日本基準）

- ・ 日本基準については、2008年6月時点において、ASBJが「東京合意」において示された目標に向けて予定表に沿った対応をしていないのでない限り、同等と評価すべき。

（米国基準）

- ・ 米国基準については、IFRSとのコンバージェンス作業が現に進行しており、かつ、今後とも続けられ、両基準がいずれ実質的に同等となることが見込まれることから、同等と評価すべき。

（中国基準）

- ・ 中国基準は、表面上はIFRSと同等なものとなっているが、2007年1月から適用開始となったばかりであるため、同等性評価については、当面、延期すべき。